

[事案 25-135] 契約内容変更請求

・平成 26 年 5 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

希望していた元本保証されている商品でなかったことを理由に、一括受取の元本保証を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 12 月、元本（一時払保険料）が保証される商品の提案を求めたところ、銀行員（募集人）から提案されて、一時払保険料 400 万円で、年金受取総額保証付変額個人年金を契約した。

しかし、実際は元本保証ではなく、以下の理由により納得できないので、満期時に元本を保証してほしい。

- (1) 運用期間満了時に積立金額が基本保険金額を下回った場合には、年金受取では 15 年の年金受取総額で基本保険金額の 100%を保証、一括受取では基本保険金額の 90%を最低保証する商品であった。
- (2) 保険証券には、一括受取では 90%しか受け取れないことが記載されておらず、気付かない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 銀行員（募集人）は、「運用期間満了時に積立金額が基本保険金額を下回っている場合に一括で受け取る際には、基本保険金額の 100%保証はなく、①運用期間満了時の積立金額、または②基本保険金額の 90%の額のいずれか高い金額を支払う商品であること」を説明しており、商品パンフレットでもそのように記載されている。また、契約の際、申立人は、確認書で「年金受取総額保証」の記載内容について確認の上、チェックをし、自署・捺印をしている。
- (2) 募集人は、申立人のニーズが「運用期間満了後に一括受取の場合でも元本保証される商品」であったことについて、申立人から明確に言われなかったと述べている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の 2 点であると判断する。

- (1) 申立人が求めている内容は、“満期時に年金を一括して受け取る場合の元本保証”であるが、本契約はこのような内容ではないことから、契約内容の変更を求めるもの。（主張①）
- (2) 主張①が認められない場合には、説明義務違反にもとづく損害賠償として、満期時に年金を一括で受け取る際に、受取額が既払込保険料を下回る場合には、不法行為にもとづく差額の賠償を求めるもの。（主張②）

2. 主張①について

以下の理由により、契約内容の変更を求める主張は認められない。

- (1)約款では、運用期間満了時に積立金額が基本保険金額を下回った場合には15年確定年金の年金受取総額で、基本保険金額の100パーセントを最低保証することの規定、および一括で受け取る場合には運用期間満了時の積立金、または基本保険金額の90パーセントの額のいずれか高い金額を支払うことの規定はあるが、一括受取の場合に基本保険金額の100パーセントを保証する規定はない。
- (2)そして、保険契約は附合契約であり、その契約内容は約款の規定にしたがって決定するため、約款で変更を認める規定の無い限り、契約者は契約内容の変更を求めることはできない。
- (3)したがって、約款の規定が無いにもかかわらず、約款の規定外の保証を一部の保険契約者に認めることは、契約者平等の原則に反するものであり、許されない。

3. 主張②について

保険契約を締結するにあたり、保険会社は契約内容の重要な事項について、契約者となるろうとする者に対し説明をするべき義務があり、これを怠って損害を与えた場合には、損害の賠償をする責任がある。したがって、損害賠償を求めるためには現実に損害が現実化していることが必要であるが、本件は、未だ満期が到来しておらず、現段階では満期時に年金を一括して受け取る場合の受取金額が支払済保険料を下回るか否かは確定していない。

したがって、損害が現実化していないので、申立人の主張は認められない。